

随意契約の状況		担当課： 体育課		
		契約日： 令和6年1月24日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
温水プール熱交換器プレート洗浄作業	温水プールに設置している熱交換器を分解し、内蔵されているプレートの洗浄を行う。	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月31日	函館市昭和2丁目37番18号 池田煖房工業株式会社 函館支店 執行役員支店長 杉本 辰	994,400 (904,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>上記業者は当該設備の設置業者である。</p> <p>本業務は、当該設備の分解、組み立てを伴うものであることから、設置業者と密接不可分の関係にある。設置業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴取した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				